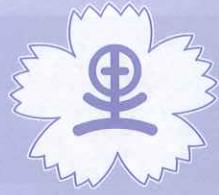


(財)全国里親会



里親だより

第89号

主な掲載内容

特集 東日本大震災その後

その1 被災地からの報告 *p.2 ~

その2 全国里親会の〈子ども救援活動〉のご報告 *p.5

児童相談所が新生児里親委託を行う意義 *p.6 ~
「里親委託ガイドライン」について *p.10 ~

里親会を訪ねて 和歌山県里親会 *p.14 ~

里親家庭で育った子ども 佐々木愛さん *p.16 ~

私の養育体験 大枝邦良さんとサト子さん *p.18 ~
全国里親会の事務局紹介 *p.21各ブロック研修大会の報告 *p.22 ~
ちょっと息抜き、演歌好き！ *p.24

トピックス (平成23年5月~7月)

■東日本大震災 “子ども救援活動”

本紙前号で、被災した子どもたちの受け入れが全国の里親家庭でどのくらい可能であるか調査をしたこと、被災地への第一次調査、また救援基金のご報告などをしました。

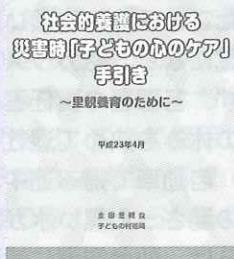
その後第二次調査を行い、被災地に救援ネットワークを作ることができないか検討を行いました。

「大震災子ども救援基金」へのご寄付は8月3日現在1149件、3915万円余に上っています。寄付をいたいたい方々のお名前は全国里親会のホームページにアップしております。この場を借りて深く感謝申し上げます。

これらの寄付の一部を、両親を亡くした子どもたちを養育している方、また片親を亡くした子どもを他の方が養育している場合はその保護者に、子ども一人につき7万円を一時金として支援する活動を6月下旬より始めています。

■『社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き～里親養育のために～』を発行

今回の震災にあった子どもたちに里親はどのように向き合ったらよいのか、日本こども虐待防止学会のご協力を得て『社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き～里親養育のために～』を、子どもの村福岡と全国里親会で共同



(全国里親会報) 美浓井高志監修 (前会長) 発行しました。

今後、日本臨床心理士会などご協力を得て、被災地を中心に「子どもの心のケア」講習会を行っていく予定です。

■全国里親会に日本ファミリーホーム協議会の事務局が移転

日本ファミリーホーム協議会（会長・ト戸康行氏、事務局長・若狭一廣氏）の事務局が全国里親会に移転しました。

これまで日本ファミリーホーム協議会の事務局は個人宅にあったため、ともすると連絡のとりにくいこともありましたが、今後は全国里親会事務局にお問い合わせください。

■社会的養護の課題に関する検討委員会が終了

3月にスタートした「社会的養護の課題に関する検討委員会」は6月までに4回開催して終了しました。本紙10ページに取り上げていますが、里親委託ガイドラインや長期的に家庭的養護にシフトしていくことなど、大きな収穫のあった委員会でした。

■IFCO世界大会に約50名が日本から参加

7月10日から16日までカナダのビクトリア市で開催されるIFCO（国際フォスターケア機構）第16回世界大会に日本からは総勢約50名が参加しました。

大会の模様などについては本紙の臨時増刊号でお知らせします。

東日本大震災その後 その1

被災地からの報告

3月11日の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復興を願っています。

前号では、3月26日～29日にかけて全国里親会が派遣した調査チームの報告を載せました。今号では、被災した岩手県、宮城県、仙台市の各里親会の会長に震災時と震災後について寄稿していただきました。福島県の場合、地震、津波、そして放射能汚染の被害が大きかったのは、いわき市のある浜通り（沿岸部）です。そこで、事務局長の五十嵐喜久男さんを通じて、いわき市里親会の方に寄稿をお願いしました。

なお、これらの記事の原稿はすべて7月20日までに書かれたものです。

震災孤児と「血縁、地域の絆」

高橋忠美（岩手県里親会会長）

花巻市在住の私は、大震災直後の停電で、3月11日はラジオから流れる大津波の情報にかかりつき、翌12日、ソーラー発電を取り入れている息子の家のテレビで、目を覆いたくなるような惨状を目の当たりとすることになりました。

私はこのとき、たくさんの震災孤児の発生と、多くの要保護児童が出ると予想しました。14日（月曜日）には、岩手県福祉総合相談センターに対して、要保護児童の受け入れを申し出るとともに、会員に対しては、児童の受け入れ態勢の強化を要請しました。

全国里親会も同様の動きを取り、さらに踏み込んだ被災児童支援の対策を打ち出し、地元里親会と被災市町村を訪問しました。

これまで私たちは、一向に減らない要保護児童を見続けてきました。そして、その多くは親がいても養育放棄された子や、虐待を受けた子どもたちでした。この経験から私たちは、この未曾有の大震災で多くの震災孤児が発生すれば、当然ながら要保護児童が多く出ると考えたのでした。

中央の各福祉活動団体もまた同じ思いで、「岩手県里親会を通して震災孤児を支援したいが」という申し出がたくさんありました。

しかし、これらの思いや行動は、私たちのおごりであったことを思い知らされることとなつたのです。4ヶ月を過ぎたいまも、里親委託される児童は1人もいません。それは、あたかも宮沢賢治の『雨ニモマケズ』の思想なのか、いやいや、幾世紀も昔から培ってきた「血縁と地域の絆」の強さのたまものだったのです。

津波被害の大きかった沿岸に住む人々の歴史は、海難事故の歴史でもあり、このことが「血縁と地域の絆」を強固にしたと言われております。その強さは私たちが想像している以上に強く濃いものであり、一度近隣親戚に何か不幸が起これば、自分のすべてを投げうってでも支えていく、決死の強さなのです。私たちが失いつつある大切なものがこの地域にはまだ強く残っていたのです。

親を亡くした子どもたちを養育している方々は、いま親族里親や養育里親へと登録が進んでおります。私たちは、直接的支援から間接的支援へと考えをシフトして、この方たちの後方支援に努めなければなりません。

岩手県里親会では、岩手県との連携により、震災を機に里親になられた方々や、震災孤児・遺児を養育されている方々を対象とした「養育研修会」や「悩み事相談会」を各地で開催する予定です。

全国里親会においては、持っているすべてのノウハウをわれわれ地方里親会にご教示願い、バックアップをお願いいたします。

震災の体験

伊藤周校（宮城県里親連合会会長）

その日は会社で地震に遭遇した。今まで経験したことのない物凄い強い揺れが長いこと続いた。停電になり、窓ガラスが割れた。停電では仕事にならず、各部署の責任者が集まって会議を開き、1週間の休みを決めて退社した。

自動車で帰る途中、道路が陥没し、川からは異物の混ざった黒い水が溢れてきていた。車のラジオからは、仙台空港に津波が押し寄せてきて大きな車が流されているニュースが報じられていた。自動車の



地震で傾いてしまった自宅。その後、解体した

テレビや携帯電話のワンセグ放送で、その映像を見ることができた。津波は何のためらいもなく飛行場の平坦な滑走路を流れて行き、大きな車がおもちゃのように流されていた。あっけにとられた。信じられない光景だった。

何度も余震が続いた。20分ぐらいかかるって家に帰った。わが家は海岸から3キロ位のところで、結構街なかにある。広報車が「津波が来るので避難してください」と回っていたが、街の雰囲気にそれほど緊張感はなく、避難する人もいないようだった。テレビ画像で空港の状態を見た自分としては、大変なことになるかもしれないと思い、母親を含む家族4人で高い所にある畠に避難した。ラジオや自動車のテレビを見たりしていたが、「100人位死体が浮いています」とか「壊滅的状態です」とかの信じがたい放送がされていた。その日は余震がひどく、車の中で過ごした。

その後は、停電、断水、食糧不足、ガソリン不足、寒さ対策等、不自由な生活をしながらも、亡くなつた人、家が流された人、職場がなくなった人などが周りにいっぱいいて、生きている、寝るところがある、仕事をするところがあるだけでも幸せであると感じていた。

停電になったのは浸水地区とのことで（実際には、わが家は200メートル位手前で浸水をまぬがれたが）、3週間かかる復旧した。その間はろうそくやキャンプ用のランプを使って過ごした。水は、山の湧き水を汲みに行った。水道の復旧には4週間ぐらいかかった。食料はあちこち駆け回り、寒い中を2時間ぐらい並んで限定数量を入手したりした。

ガソリンも、行列を作って10リットルや20リットルを入手した。ひどいときには前日に車を列に置いておき、翌日も4時間くらい並んでやっと手に入れたり、6時間並んでも手に入らなかったこともあった。寒さ対策は、薪ストーブを出してきて使用した。生活が大きく変わって、不自由な半面、今までの便利さや恵まれた生活を改めて考えさせられる機会となった。

震災で不幸な事態を招いたケースを確認すると、

「まさか、こんなところまで津波は来ないだろう」と油断した例が結構多い気がした。海岸の近くでは家の土台だけが残っていて、建物も松の木もなくなつたり、道路や鉄道は途中で寸断、または浮き上がって大きく曲がっている。田畠には瓦礫や流された車や家屋・家財が散乱する等、大変な状態で、知人の死や学校などの大きな施設が浸水で使用不能になる等、はかりしれない被害がある。

そして、東京電力福島原発から60キロ位にあるわが家としては、震災後4ヵ月を過ぎてもかなり大変な状態で、気をしっかり持って事に当たらないと、どうして良いか分からなくなるこの頃である。

仙台市ほほえみの会の状況

佐藤健仁（前会長）

この日、全てのライフラインが断たれ、そして寒い夜と携帯ラジオで情報収集する毎日が始まった。3月16日から本会は電話連絡網を使い、各里親家庭の安否確認を始めた。ライフラインの復旧がはからず、3月20日によく全家庭の皆が無事であることが確認できた。

当初は食料を得るために店を探しては並び、水を得るために給水場に並び、ガソリン獲得のため、長蛇の列に長時間待機する毎日を多くの家庭が経験した。なお、この安否確認のとき、委託里親21家庭中17家庭から震災孤児の養育希望が出され、児童相談所に伝えた。

4月5日に里親家庭の被災状況を調べると、新たな物品買替え9件（自動車、食器棚、ガスコンロ、テレビ、加湿器等）、リフォーム11件（タイル落下、壁の亀裂、ユニットバス修繕、敷地の段差修復等）で、家屋倒壊や家屋流出の被災はなかった。

大地震が起きたときの子どもたちの様子だが、「幼稚園の通園バスの中にいた」「保育所や学校にいた」「怖くて泣いていた」「今までなかった大地震にビックリした」「里親のそばに早く帰りたかった」等、感想を述べている。里親のほとんどが自宅にいたが、職場や自動車を運転中の人もあった。「早く子どもを迎えに行かねば」と思いながら、揺れの大きさと続く時間の長さに恐怖した人、家族がそれぞれ別の場所で心配した人、単身赴任の夫や他県に暮らす長男と連絡が取れなかつた人などが多い。

3ヵ月経過した6月中旬での子どもたちの様子は「余震があると、津波の事を聞く」「余震がある度にテーブルの下に潜る」「いつも親から離れない」等

の行動をとる。里親に里子の変化を尋ねると、赤ちゃんと返りをした、ひとりでトイレに行けない、寝言で「じしん、じしん」と言う、余震があるたびにテーブルの下へ隠れる行動を繰り返す、など。

新学期が始まってからの子どもの話や様子から、地震・津波ごっこをしたり、地震の強さや津波の凄さ、自分の家の被害の状況、原発の影響や放射能の影響等を話題にしているようだ。

里親のほうは、壊れた家の補修が進まず、疲れのためか風邪をひく、不安感やイライラで不眠・食欲が低下、「原発や放射能汚染が心配だ」の感想を漏らすなど。いま最も望んでいることは正確な地震情報・原発の影響・内部被ばくと予防法の情報提供である。

3月15日現在の仙台市の死者が703人、行方不明者39人であるが、宮城県は死者が9306人、行方不明者2803人で、規模の格差に驚いた。

今度の地震・津波では、多くの震災孤児を予想し国を挙げて里親委託での対応を考えた。調査が進むにつれて、震災孤児が祖父母・おじやおばの元に身を寄せていることが判明し、養育里親から親族里親へと委託の方向が大きく変わった。この地の良き人間風土と慈愛の深さを感じました。

一緒にいてくれてありがとう

志賀としえ（福島県いわき里親会）

私は生まれ育った宮城県気仙沼の海が大好きでした。でも、3月11日の震災でその海に、父と母そして義理の姉、一瞬にして大切な3人の命を奪われました。そして、実家も津波で跡形もなく流され、里帰りする場所さえも失ってしまったのです。

なぜこんなことに……。私はこの現実を受け入れたくありませんでした。母の火葬のとき、大声をあげて泣きました。辺りがまわらず、子どものように泣きました。そうすることで受け入れなければいけませんでした。

そんな状況の私の気持ちを支えてくれたのが、昨年の春から一緒に生活を始めた4歳の里子のYくんでした。

私たち家族が住んでいるいわき市の自宅も津波の被害で床上浸水となり、どうにか掃除をして住めるようになりました。しかし、追い打ちをかけられるように、いわき市から50キロほどしか離れていない福島第一原発が爆発し、放射能という見えない敵から何としてもYくんを守らなければならないと思い、埼玉の知人のお宅へと避難をしました。

事の重大さを理解していないYくんは普段通りにはしゃぎ放題、わがまま放題です。でも、環境が変わってもすぐに順応してくれました。

そんな中、埼玉では計画停電が行われ、ある日避難していた地域でも夕方6時半から停電になるということで、ローソクに火をつけて待っていました。そして、パッと電気が消えてローソクの明かりが浮かび上がった瞬間、♪ハッピバースデイチューユ♪とYくんが手をたたきながら歌いました。大人たちは一瞬顔を見合わせ、その後大爆笑になりました。子どもにとって、暗い部屋にローソクが付いている状況は、お誕生日のケーキと同じように感じたのでしょうか。Yくんがみんなの心にも明かりを灯してくれました。

また、余震で大きな揺れが来ても怖がることもなく、床を指さして「ここの下に～、怪獣さんがいて～、あはれているんだよ～」とお話ししてくれるんです。なんというかわいらしい子どもの発想でしょうね。こんな状況の中、一緒にいてくれて、私が悲しむ時間を少なくしてくれたんだと思うと感謝の気持ちでいっぱいになります。

昨年のお盆に初めてYくんを気仙沼の実家に連れて帰ったとき、孫がもう一人増えたと本当に喜んで可愛がってくれた両親でした。いまは、もしかしたら父と母が、私がどんなことがあっても乗り越えられるようにと、Yくんを託して逝ったのかなとも思えます。

私が幼い頃、両親が一生懸命育てくれたように、私もこれから、Yくんの命を守り、一緒にいろんなことを乗り越えながら生きていこうと思っています。

震災直後（3月12日）のいわき市内の写真



●上の写真2点は、ブログ「徒然なるままに One and Only♪ がんばっぺ、いわき！！」から転載させていただきました。

東日本大震災その後 その2

全国里親会の<子ども救援活動>のご報告

全国里親会では東日本大震災の直後に、地域の里親会を通じて被災児童の受け入れ可能数を調査させていただきました。1749世帯の里親と29のファミリー・ホームから、あわせて2900名を超える子どもの受け入れが可能であるとの回答でした。

3月末、被災地に第一次調査チームが入ったところ、現地の被災されていない里親家庭でも被災した子どもの受け入れが可能であることが分かりました。また、その後、両親を亡くした震災孤児は220名を超えることが分かりました。多くは親族の下で養育されています。迅速な対応をしていただいた地域の里親会、児童相談所、里親家庭の皆様にこの場を借りましてお礼を申し上げます。

その後、第2次調査チームが4月22日から25日まで岩手県と宮城県に入り、被災地での子ども救援ネットワークの可能性などについて調査を行いました。

「大震災子ども救援基金」については“トピックス”でもお知らせしておりますが、多くの個人や団体から多額の寄付をいただいております。なかでも日本少額短期保険協会様（東京都港区）からは震災孤児支援として1年間100万円を10年にわたって寄付していただくとの申し込みがありました。震災を風化させないため、毎年3月11日に寄付をいただくことになっています。



第2次調査 岩手県盛岡市での集会

いただいた寄付金の用途の第一弾として、両親を亡くした子どもたちを養育している方、片親を亡くして他の方に養育されている子どもの養育者に、一時金として子ども1人につき7万円の支援を始めました。救援基金の集まり具合によっては再度、同額の支給も検討しています。

また、被災した子どもの心のケアのために、『社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き～里親養育のために～』を子どもの村福岡と共同発行しました。内容については日本こども虐待防止学会の方々に執筆いただきました。

これをテキストとして、日本臨床心理士会などのご協力を得ながら、被災地を中心に「子どもの心のケア」の講習会を行っていく予定です。



スカイ・ボーグさんがチャリティイベントで呼びかけているところ

ボーグさんは「少しでも多くの子どもたちが明るい未来を信じられるように、心から祈っています」と話していました。

7月6日、全国里親会の事務局にかわいい女の子（スカイ・ボーグさん12歳）が訪問し、廣瀬会長に義援金として約8万円の小切手を手渡しました。ボーグさんはアメリカのワシントンDCにあるkidz 2 gether財団のメンバーです。

kidz 2 gether財団は2007年より、アジアやアフリカの子どもたちの救援を目的に活動を展開している子どもによる子どものための財団です。

東日本大震災によって孤児となった子どもたちのために、自分たちがレモネードを作りし、街頭やイベントなどで1杯1ドルで販売した収益を今回持てこられたのです。

児童相談所が新生児里親委託を行う意義

萬屋 育子さん(前刈谷児童相談センター長)に聞く

愛知県では、特別養子縁組を前提にした新生児里親委託（赤ちゃん縁組）を児童相談所が行っています。しかし、そういう自治体は他にありません（愛知県にならって、最近始めた自治体はあります）。

児童相談所は里親制度の実際業務をいう機関ですが、その状況はそれぞれの自治体によって異なっています。それはなぜなのでしょうか？ 2008（平成20）年から、愛知県の刈谷児童相談センターの所長としてその任を果たし、3月末に定年を迎えた萬屋（よろずや）育子さんにインタビューしました。

（聞き手・村田和木／ライター）

里親委託ガイドラインと新生児里親委託（赤ちゃん縁組）

——厚生労働省が3月30日に通達した里親委託ガイドラインに「新生児里親委託の実際例について（愛知県における取り組み例）」が紹介されています。どんなご感想をお持ちですか？

日頃から、里親委託についても何らかの指針が必要だと思っていました。ガイドラインの最初に「里親委託優先の原則」が入っています。子どもの措置を考えるとき、まずは里親委託を考慮しなければならない。この原則を掲げたことは、施設中心の施策を続けてきた日本において、画期的なことです。とくに新生児については、私たちがコツコツと行ってきた取り組みを国が取り上げてくれて、うれしく思います。私の退職の前日でしたので、感慨深いものがあります。

——新生児里親委託の特徴は？

新生児里親委託は別名「赤ちゃん縁組」ともいいます。「産んでも育てられない」という女性の妊娠中から相談に応じ、特別養子縁組を前提に赤ちゃんを育てくれる里親を探します。

女性は安心して出産を迎えることができますし、迎える里親夫妻も出産直後から関わり、実母の許可を得て子どもの名前をつけられるため、子どもと自然な親子関係を築くことができます。何より、赤ちゃんが生まれた直後から、遅くとも数日中に、自分



の親になってくれる夫婦と出会えますので、赤ちゃん、生む女性、育てる里親、それぞれにとってメリット（価値）のある取り組みといえます。

——赤ちゃん縁組（新生児里親委託）は、いつから始まったのですか？

愛知県の産婦人科医会が1976（昭和51）年に「赤ちゃん縁組無料相談」を開始し、育てられない赤ちゃんと育てたい夫婦の橋渡しをしました。1997（平成9）年にその事業を終了するまでに、21年間で1255組の縁組をまとめました。

県の児童相談所で児童福祉司をしていた矢満田篤二（やまんだ・とくじ）氏は、産婦人科医会の手法を取り入れ、さらに子どもの立場から里親にさまざまな条件を課して、1982（昭和57）年、初めて新生児を里親に委託したと聞いています。彼の取り組みは、氏が退職されてからも後輩の児童福祉司たちが引き継ぎ、県内の児童相談所では一般的に行われています。

——愛知県以外では、どうして行われなかつたのでしょうか。

民法が改正され、1987（昭和62）年に特別養子法が成立し、翌88年から「特別養子縁組」が制度化されました。厚生省（現・厚生労働省）から養子縁組に関する通達は出ましたが、その業務を行うかどうかは児童相談所の裁量に任されています。児童相談所の相談業務は多岐にわたっていて、どの分野をどのように取り組むかは、各自治体で違います。



時代の社会情勢にもよります。

また、公務員は前例踏襲を旨としますので、前例ないこと、他の人がやってないことはやりたがりません。前例にとらわれず、子どものためによいことであれば、1人ででもやるという矢満田氏のような方には滅多にお目にかかれないと思います。

いま、愛知県が出している里親のリーフレットには、表紙に「妊娠中から相談を受け付けます」と書いてあります。しかし、以前からそうだったわけではありません。私も70年代、児童福祉司になりたての頃は、妊娠中の女性からの相談に、「生まれてから相談に来てください」「子どもに名前が付いていないと、相談にはのれません」と答えた記憶があります。

——萬屋さんが、新生児の里親委託に取り組んだきっかけは何ですか？

私が生活保護の仕事をしているときに「生んでも育てられない、養子に出したい」という相談があり、児童相談所につないだものの、「生んでからいらっしゃい、乳児院に入れます」という対応に腹を立てていました。一方で、「婦人の悩み事相談」に「子どもに恵まれないので、養子を迎える」という相談が寄せられていました。自分が児童相談所に転勤になったら、「親に望まれない赤ちゃん」と「子どもに恵まれない夫婦」をつなぐ仕事をしたいと思っていました。

幸運だったのは、1990（平成2）年、児童相談所に転勤したとき、矢満田さんと同僚になったことです。彼は私より17歳先輩ですが、大変柔軟な考え方の持ち主であると同時に、精力的に動く、公務員らしからぬ児童福祉司でした。児童福祉法の中にある「何々できる」という言葉を前向きにとらえ、「子どものためにやれることはどんどんしよう」と動いていました。

あの頃、「予定外の妊娠、望まれない赤ちゃん」の相談が数多く寄せられました。その赤ちゃんたちはもうすっかり大きくなり、里親さんがそのときどきの子どもの様子を知らせてくれます。

児童相談所が妊娠中から相談を受け付けるメリット

——熊本・慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご」では、預ける親の匿名性が議論の的になります。

した。これについてはどうお考えですか。

児童相談所には守秘義務があります。相談があつたら、最初は匿名でも相談に乗ります。「どこで生むのか、費用はどうするのか、出生届は？」など、一番不安なときですから。児童相談所が真に頼りになることがわかれれば、相談者は名前を明かしてくれると思います。ですから、親を責めないこと、養子に出す決断も、親としての責任を取るひとつ的方法と考えたらどうでしょうか。

親が判明していることは、子どもにとって自分のルーツを知るうえで大きなメリットです。

——生んだ人が匿名を求めるのは、世間体を考えてのことでしょうか。

そうでしょうね。誰でも「予定外、あるいは望まない妊娠」は避けたいと思うでしょう。

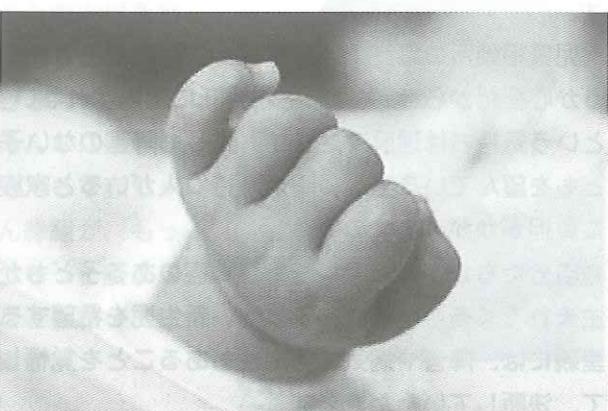
「こうのとりのゆりかご」検証会議の最終報告書には、匿名性を求めるに批判的な個所や“女性のモラルの低下”を嘆く記述がありました。でも、たとえば女子高校生で、妊娠・出産がわかつたら退学処分という学校は多いと思います。彼女の将来を考えたら、親も本人も出産の事実は隠したいでしょう。それを責めることはできないと思うのです。

それに、当たり前のことがですが、女性だけで妊娠はできません。相手の男が、妊娠の責任をとらずに逃げても責められず、女性だけが責められるのは不公平だと思います。

モラルの低下を嘆くより、守秘義務のある児童相談所が妊娠中から相談にのることです。子どもが自分の出自を知る権利は保障したいと思いますが、命あってのことです。

——真実告知をして、自分が養子であることを知り、子どもが苦しむことはないのでしょうか。

血縁関係がないことは、いつか必ずわかります。



「養子であること、生んだ人が他にいること」で、子どもが悩み苦しむことはあるでしょう。親の情報はないより、あったほうがいいと思います。しかし、たとえ親の情報がなくても、または親の情報がうれしくないものであっても、子どもにとって現在が幸せなら、過去は自分の運命のひとつとして引き受けられることがあります。里親家庭で育った子どもたちから「里親のもとで育ってよかった。命を与えてくれた人がいて、いまの自分がある。生んだ人にも感謝する」という言葉を何度も聞きました。

一方で、親がいても長年施設にいる子どもたちは、生んだ人・親に対して「なぜ、生んだんだ。育てられずに施設に入れるのなら、生むな」という反感を抱いています。だから、生みの親が育てない、または育てることができない場合、子どもと共に生活したい夫婦が親として育てくれるなら、それでいいのではないかと、私は思っています。一緒に生活し、気持ちがつながってこそ、家族だと思います。

——相談者が妊娠中に赤ちゃん縁組を希望しても、出産後に気持ちが変わることはないのですか？

「生んだ後に気持ちが変わってもOK」と伝えてありますので、ないとはいえない。特別養子縁組希望のご夫婦には、そういうことも起こり得ると説明したうえでお願いしています。家庭裁判所の許可が下りるまでは、親権は生んだ人にありますので。

ただ、子どもの施設入所の際、「1年後に引き取ります」や「生活できるようになったら迎えに来ます」などと言っていた親が心変わりして引き取らず、入所が長期化している子どもは多かったです。

——生まれた赤ちゃんに障害があったり、病気だったらどうしますか？ 生後すぐに保護された赤ちゃんの多くが、乳児院に2年近くもおかれるのは、障害の有無を見極めるためだと聞いたことがあります。

児童相談所の職員の「赤ちゃんに障害があるかどうか心配だから、新生児の里親委託に踏み切れない」という気持ちは理解できます。誰しも障害のない子どもを望んでいますし、障害を持つ人がいると家族に負担がかかりますので。

自分たちが生んだとしても、障害のある子どもが生まれてくる可能性はあります。新生児を希望する里親には、障害や病気の可能性もあることを覚悟して、決断していただきます。

幸い、私はこれまで、生まれたときに判明する重篤な障害があったり、病気だった赤ちゃんに出会ったことはありません。妊娠に気づかず、妊婦健診も受けていないにもかかわらず、玉のような赤ちゃんが生まれて、命の強さに感心することが多かったです。

出産後すぐ、子どもに重い障害があることがわかり、里親が親になることを躊躇したときに無理強いはできないでしょうね。4~5歳になってから発達障害や言葉の遅れがわかった子もいますが、手離した例は聞いていません。縁組後にどうしても養育できない場合は、相談に応じることになります。遺伝的な障害や病気がはっきりした場合には、養子縁組前提での委託は難しいでしょうね。状況を見ながら、養育里親を探すことになります。

子どもを家庭で育てるために

——18歳で出るまで、ずっと施設で暮らしている子どもは少なくありません。

先日、児童養護施設を扱ったテレビ番組を見ました。高校3年生の女の子は14年間、施設の職員寮から大学に通っている男の子は2歳からそこで暮らしているとのことでした。施設にいる期間が長すぎます。いろいろな事情はあったと思いますが、小学校低学年ぐらいまでに、親が引き取れるかどうか見極めて、里親委託を検討できたらよかったのにと思いました。

親の引き取りの見込みがなければ、養子縁組をまず選択してほしい。虐待された子どもの中にも親が引き取りを拒否し、家に帰れない子がいます。私は、そういう子どもたちも養子縁組の対象にしてきました。6歳までは特別養子縁組を優先し、それ以上の年齢になったら、普通養子縁組を進めました。私は新生児だけでなく「すべての子どもたちに家庭を」と訴えます。国は、社会的養護の方針転換をはかるべきです。

——なぜ、里親委託が進まないのでしょう？

児童相談所には0~18歳までの子どものあらゆる相談が寄せられます。虐待を含む養護問題、障害、非行（校内暴力、ぐ犯など）、性格行動相談にも対応します。「子どものよろず相談所」であり、守備範囲が非常に広いのです。

しかし、たとえば私が所長を務めていた刈谷児童



相談センターの管轄地域は人口が50万人強（平成22年4月1日現在）ですが、職員は16名しかいません。所長、庶務、ケースワーカー（児童福祉司）、心理職を合わせて16名。うち、児童福祉司と児童心理司の12名がさまざまな相談に対応するために走り回っているのが現状です。

児童相談所は、虐待の相談（通告）があったら動かなければなりません。児童相談所の役割は、第一義的には「何がなんでも子どもの命を守り、救うこと」です。一時保護は親の同意がなくてもできますので、「子どもが危ない」と判断したら、親に怒鳴られても、子どもを保護します。長期間家に帰せないと判断したら、施設入所や里親委託などの措置を行います。児童相談所は人員も少ない小さい組織で、予算も乏しい割に、大きな権限と役割が課せられているのです。

——児童相談所において、里親に関する仕事はどれくらいの割合を占めていますか？

里親に関する業務は児童福祉法、児童福祉法施行規則等に定められています。里親委託児童数は施設入所児童数に比べるとはるかに少なく、直接里親に関わる業務量は全体の1割程度でしょう。子どもを里親にお願いすると、施設に入所させるときと比較して、数倍手間ひまがかかります。児童福祉司にとって、里親委託は手間がかかるうえ、引き受けてくれる里親の数も少ないので、保護された子どもの大半は、乳児院や児童養護施設に行ってしまうのが現実です。

里親委託に関して、自治体間や児童相談所間に温度差があるのは、里親委託について統一的な指針もなく、専門の職員もいなかったからだといえます。「虐待の対応に追われている」というのが、児童相談所の現場です。

——里親委託を優先するには何が必要ですか？

刈谷児童相談センターでは以前、児童福祉司がたった3人しかいませんでした。配置基準が見直され、現在は9人に増えています。しかし、1人の児童福祉司が抱えているケース数は、施設入所ケースと在宅指導中のケースを合わせると、少なくて60～70、多くて100ケース以上もあります。里親の業務だけで、現在の人数が欲しいですね。虐待、障害、非行相談を合わせると、現在の3～4倍の人が必要です。

——赤ちゃん縁組（新生児里親委託）は今後、広まっていくでしょうか？

取り組むかどうかはそれぞれの児童相談所に委ねられていますし、児童相談所の状況は決して甘くはありません。

ただ、愛知県は他県より児童相談所の人員が多いわけではありません。「国がやれば、県もやる」というのが基本姿勢で、国の施策の範囲内です。

愛知県では、10ある児童相談所がすべて新生児里親委託を行っていますが、17年間で139組ですから、1児童相談所単位では年に1件あるかどうかという状況です。虐待対応に追われているからできないというわけではありません。

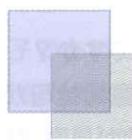
妊娠中から、あるいは出産直後に相談があれば、思い切って里親委託をやってみることです。引き受けてくれる里親は必ずいます。多くの里親さんが「子どもともっと早く会いたかった」と言っています。

生まれたばかりの赤ちゃんが里親に抱かれて幸せそうにしていると、児童相談所の職員も幸せな気分になります。そして1年後、特別養子縁組が成立すると、児童相談所のケースワークはいったん終了。幸せな形で終わ

ります。もちろん、里親、子どもとのお付き合いはまだ続きますが……。みんなに幸せをもたらす赤ちゃん縁組が、もっともっと広まる事を願っています。



写真は、萬屋育子さん
(現愛知教育大学大学院特任教授)



“社会的養護の課題に関する検討委員会”の動きと 「里親委託ガイドライン」について

もうずいぶん前のことにより感じますが、昨年末から1月にかけてタイガーマスク現象がありました。「伊達直人」を名乗る人から児童養護施設や児童相談所にランドセルなどが贈られた動きです。

政府や行政も「伊達直人」に任せておくだけでなく、社会的養護の課題を棚卸して前進させようと“児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会”が厚生労働省に設置されました。3月から6月までに計4回開催されて終了しました。この動きと成果をご報告します。(木ノ内博道)

課題検討委員会の動き

小宮山洋子厚生労働副大臣と厚生労働省の家庭福祉課の肝いりで設置され、委員長は柏女靈峰氏。関係団体から10名の委員が選出され、3月にスタートしました。

1回目では社会的養護の各分野でどのような課題があるかが話しあわれ、2回目では“里親委託ガイドライン”について議論されました。この段階で東日本大震災があり次の開催が危ぶまれましたが、3月末に「里親委託ガイドライン」が自治体に通達されました（内容については後述）。

委託率の目標1（厚生労働省資料から）

- 里親等委託率（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリー・ホームへの措置児童合計に対する里親及びファミリーホーム措置児童数の割合）は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定している。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の十数年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを目標とする。
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、2万人程度に抑え、里親やファミリー・ホームを大幅に増やして移行させることが必要

		平成21年度 (年度末実績)	平成26年度 (想定数)	想定される将来像
施設養護	①児童養護施設 (地域小規模を除く)	29,587人	31,900人程度	20,000人程度 うち半数はグループホームに
	②地域小規模児童養護施設	1,007人	1,600人程度	3,200人程度
	③乳児院	2,968人	3,300人程度	3,000人程度
養家庭的	④ファミリー・ホーム	219人	700人程度	5,000人程度
	⑤里親委託児童	3,836人	6,300人程度	7,100人程度 ～12,500人程度
合計数(①～⑤)		37,617人	43,800人程度	38,300人程度 ～43,700人程度
里親委託率(④+⑤)／(①～⑤)		10.8%	16%	31.6%～40.0%

(人数は一定の条件での試算)

5月31日に開かれた3回目の検討委員会では、児童養護施設や乳児院の最低基準（職員の配置数や居室面積）の引き上げが検討され、6月30日開催の最終回では中長期的な社会的養護のあり方が話し合われました。平成26年度までの目標はすでに設定されていますが、それから10年後の平成36年に、従来の施設養護が3割、小規模施設とグループホームが3割、里親やファミリー・ホームなど家庭的養護が3割、というざっくりとしたイメージです。

また、当面の取り組みについて、児童養護施設長の研修の義務化などとともに、3親等内の親族は親族里親とされてきましたが、扶養義務のないおじおばについては研修を義務化し、養育里親制度を適用して里親手当を支給することになります。

“里親委託ガイドライン”について

3月30日に自治体や児童相談所に通達された“里親委託ガイドライン”には、最初に里親委託の意義が、次に「里親委託優先の原則」が書かれています。児童養護施設や乳児院などよりも家庭的養護が優先されるべきである、ということです。その上で、里親委託される子どものことや、里親委託について実親への理解を求めること、里親委託のあり方などが述べられています。

委託される子どもについては、これまで、新生児や乳児については養育上のリスクを考えて里親委託に消極的な自治体もありましたが、積極的に委託するように、と書かれています。その他に、高年齢児や施設に長期入所している子どもについても里親委託の対象とすること、とされています。

委託率の目標2（厚生労働省資料から）

- 日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリー・ホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリー・ホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）
 という姿に変えていく。

<現在> 施設9割、里親等1割 → <想定される将来像> 本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	本体施設	乳児院 3,000人程度 児童養護 11,000人程度 計 14,000人程度 (37%) ~ (32%)
グループホーム	地域小規模児童養護 3,200人程度 小規模ケアのグループホーム型 9,000人程度 計 12,200人程度 (32%) ~ (28%)	
家庭的養護	里親 7,100人程度 ~ 12,500人程度 ファミリー・ホーム 5,000人程度 計 12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)	
児童数合計		38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)

(人数は一定の条件での試算)

里親委託する場合の実親への説得などについても、踏み込んだことが書かれています。親権者が行方不明の場合には許可をとる必要がないこと、措置児童とする場合に最初の段階で実親から里親委託の許可をとっておくことなどもアドバイスされています。

子どもの自立については、進学の場合や就職が困難な場合には措置の延長をすること。里親の年齢についても、定年などで資格を停止することなく子どもの年齢に応じた養育を里親にお願いすることが書かれています。

「里親委託ガイドライン」は自治体や児童相談所に向けて書かれたものですが、里親や里親会が十分に読み込んで、対応の遅れている自治体にはガイドラインに書かれている國の方針を実現していくよう働きかけていくことが大切です。

■ 里親委託ガイドライン◆概要

(全文については全国里親会のホームページにアップしています)

① 里親委託の意義

- 何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

② 里親委託優先の原則

- 家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、
 - ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる。
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができます。
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討すべきである。
- もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々

な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

③ 里親委託する子ども

- 里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。
- 障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。
- 施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

④ 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託に不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

⑤ 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い、調整期間はできるだけ長期にならないよう努める。
- 養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。
- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重

に委託を検討する。

- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。
- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために経済的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスバイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

⑥ 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、

子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

⑦ 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親と子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスバイト）、相談など、里親支援を行う。

⑧ 子どもの権利擁護

- 里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これから的生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができるなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

⑨ 里親制度の普及と支援の充実

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。
- 児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、NPO法人等へ委託し広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

『里親委託ガイドライン』が小冊子になりました

全国里親会では「里親委託ガイドライン」やそれに関連する通達、里親制度運営要綱、国連総会で採択決議された「児童の代替的養護に関する指針」などを1冊にした『里親委託ガイドライン』を4月に発行しました。

部数に限りがあり里親家庭すべてにお送りすることはできませんが、地域の里親会にお送りしておりますので、ぜひお読みください。全国里親会のホームページにもアップしています。<http://www.zensato.or.jp/>

里親委託ガイドライン

平成25年4月

里親会 全国連合会



里親会を訪ねて

和歌山県里親会

今回は、和歌山県里親会を訪問しました。取材に応じて下さったのは、和歌山県里親会会長の御所伸之さん、監事の森下宣明さん、里親支援センター「なでしこ」の里親支援員である中村由美子さんです。会長の御所さんは、全国里親会副会長、近畿地区里親連絡協議会会長、その他、和歌山県社会福祉審議会委員など様々な場面で活躍されています。また、監事の森下さんは、和歌山県下唯一の乳児院「和歌山乳児院」の施設長なども担っています。(三輪清子)



和歌山県里親会の活動

和歌山県里親会での活動の主なものとしてあげられたのが、夏の1泊2日の親子レクリエーションと秋の「ふれあい人権フェスティバル」で里親会としてブースを出して行う啓発活動です。今年の夏のレクリエーション(ふれあいキャンプ)には、里親だけでなく、県下の児童養護施設で暮らす子ども約10名と未委託里親も招待します。この取組みは以前も行われていましたが、今年は全国里親会の「里親会モデル事業」の助成を受け、久しぶりに復活しました。

さらに今年は、2月にフォーラムを行いました。また、知事への要望書も提出しました。

●フォーラム

今年2月に開催したフォーラムは、里親会としては初めての大きなイベントでした。フォーラムは「支えよう！この子たち」とし、「児童虐待と社会的養護」と題しました。午前中は、津崎哲郎先生(花園大学教授)を招いての講演、午後はパネルディス



左から中村さん、会長の御所さん、森下さん

カッショングを行いました。このフォーラムは、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会、和歌山県児童養護施設協議会、和歌山県里親会の三者が合同で主催しました。和歌山県の臨床心理士会、弁護士会なども後援として協力し、和歌山県下の児童福祉の専門家集団と一緒にフォーラムを盛り上げました。

こうした児童福祉の専門家集団とのネットワークを築いていくことは「とても大切なことです」と御所さんは言います。社会的養護の責任は、里親だけで担いきれるものではなく、児童福祉関連の専門家や地域住民とともに協力していくことで、社会的養護を受ける一人一人の子どもたちを守っていかなくてはならないと感じているからです。

●知事への要望書の提出

今年5月、県里親会では、震災の被害を受け、和歌山県に避難してきた方々——特に子どもたちのことを念頭に置き、和歌山県知事や市長・町長に要望書「東日本大震災被災者支援について」を提出しました。内容は、和歌山県に避難した方の中に社会的養護が必要な子どもがいるかどうかの調査、緊急預かりを必要とする子どもがいるかの調査、そ

●和歌山県里親会のデータ●

里親会正会員

(子どもを委託されている里親)：22名

里親会親族会員：3名

里親会準会員

(未委託・既に養育を終えた委託里親)：26名

(里親会会員合計：51名)

委託児童数：26名

会の活動：役員会、「里親だより」の発行、里親サロン、夏の宿泊を伴う親子レクリエーション、ふれあい人権フェスティバルへのブース出展、街頭啓発、フォーラム、知事への要望書の提出など

の子どもたちのための里親制度の適用やそれについての行政の担当者等への周知などです。現在、県内に避難・移住した被災者への支援を一部実施中です。

また、里親支援専門職の加配、里親支援機関の設置など、社会的養護体制充実の要望書を知事に提出する予定でいます。森下さんは「里親委託率の高い県では、どの児童相談所にも里親専任のワーカーがいる。里親委託発展のためには、里親支援専門職が必要」と話していました。



里親支援センター「なでしこ」

和歌山県里親会には、里親支援センター「なでしこ」という強力な助っ人がいます。「なでしこ」は、里親支援のために森下さんが働きかけて設立しました。県の「ふるさと雇用再生特別基金活用事業」を活用した2年間の事業です。

「なでしこ」の常勤ワーカーとして活動している中村さんは、乳児院と児童養護施設で勤務後、社会福祉士の資格をとった、熱意あるワーカーです。

中村さんは、児童相談所の里親行事のときにチラシを持参し、直接「なでしこ」への参加を呼びかけたといいます。その甲斐あって、2年目の今年はたくさんの人が「なでしこ」の里親サロンや里親研修、相談に訪れているそうです。週に1度は心理士も来てくれ、子どものセラピーや里親の相談にのってくれることもあります。里親宅への家庭訪問では、中村さんと一緒に、非常勤として勤務している里親3名のうち1名がローテーションで同行します。訪問の頻度は、月3日で1日2軒のペースです。「なでしこ」でのサロンは、クリスマス会やお菓子・お料理作りなど、交流や遊びを目的としたものです。1回につき、20～40人が訪れます。地域の人に里親



和歌山県乳児院（左）と里親支援センター「なでしこ」（右）



支援センター「なでしこ」にある和歌山県里親会の展示

について知ってもらうための、民生委員・施設職員・短大・地域団体への出前講座も中村さんと里親会が一緒に行っています。

相談には、里親会の会員はもちろんですが、養子縁組後の相談や施設の子どもと交流している人たちなども訪れるといいます。

「なでしこ」のコンセプトは「いつでも誰でも自由に気軽に来られるところ」です。訪れる人ひとりひとりに、きめ細やかに対応できる里親支援センターでありたいと中村さんは願っています。相談に来た人からは「安心して相談できる」といった嬉しい感想が寄せられていました。

2年間限りの事業のため、今年度で事業は終了です。「安心して相談できる場」となった「なでしこ」を今年度だけで終わらせず、次年度につなげていくことは一つの課題でもあります。



里親会としての課題

「なでしこ」の活躍もあり、今年は里親希望者が増加しました。しかし、里親の認知度はまだ低く、和歌山県の里親委託率は全国平均に達していません。里親や社会的養護が必要な子どもが地域に知られていないことは、大きな課題です。「現代は『自分の子どもと同じように、可愛がれば、子どもは育つ』という時代ではない」と言う御所さんは、「里親もさまざまな子どもへの対応を勉強しなくてはいけない、また里親ひとりの頑張りだけでは難しい時代になってきている」と痛切に感じています。だからこそ「里親会は、児童福祉関連の機関とのネットワークを広げ、社会的養護が必要な子どもについて、地域に向けて発信していく必要がある」と考えているのです。

里親家庭で育った子ども

プラハの国際会議に 参加して

佐々木 愛 (21歳、学生)



●たったひとりで会議に参加

今年4月1日から1週間、チェコ共和国の首都プラハで開かれた”Quality in Alternative Care(クオリティ・イン・オルタナティブ・ケア)”という国際会議に出席する機会をいただきました。会議名は「親と暮らせない子どもたちの代替養育の質の向上」という意味らしいのですが、行くまでは自分が何をするのか、よくわかりませんでした。

最初の3日間は、若者たちだけのpre-Conference(プレ・カンファレンス／前会議)で、後半3日間は大人が400名くらい集まるConference(カンファレンス／会議)となっていました。

若者というのは16歳から25歳までのyouth(ユース)であり、会議ではyoung people(ヤング・ピープル)と呼ばれていました。世界20ヵ国から、私を含め36名のヤング・ピープルが集まりました。里親家庭だけでなく、緊急保護のシェルターや施設で暮らしている人もいます。東アジアから参加した国は日本だけで、しかも私1人でしたので、正直言って不安でした。

夜9時頃に無事ホテルに着き、ロビーにあったパソコンで我が家にメールを送りました。日本語のソフトが入っていないかったため、ローマ字で書いて送りました。父(里親)から返信が来ていたようですが、文字化けしていて何も読めませんでした。

注: この会議は「SOS子どもの村インターナショナル(国際本部)」が主催したものです。佐々木さんは書類審査を経て選ばされました。

●ルールを決めて話し合い

プレ・カンファレンスでは、①leaving care(リービング・ケア／自立時における課題)、②communications(コミュニケーションズ／会話による人との>Contact)、③youth networks(ユース・ネットワークス／若者ネットワークの構築)、④de-institutionalisation(デ・インスティチューションナリゼーション／脱施設化=施設から里親へ)のグループに分かれて、それぞれワークショップを開きました。私はあらかじめ④のグループに申し込んでありました。

言葉の障壁はとても大きいのですが、ワークショップの最初にみんなでルールをいくつか決めたのが良かったと思います。その中に「英語を絶対に早口で話さない」というルールがありました。英語の苦手な人は私だけではありません。私と同室の子はラトヴィア人です。ですから部屋では、彼女は露英/英露辞典、私は和英/英和辞典を引きながら、話をしました。このルールのおかげで、私も含めて英語が得意でない人たちも何とか会議に付いていくことができたのです。得意な人がうっかりいつもの調子



でしゃべろうとすると、とたんに“slowly! (ゆっくり) slowly!”と声がかかりました。

ワークショップの成果を後半のカンファレンスでkeynote（キーノート／基本理念）として発表しました。私たちのグループも発表し、里親家庭で育つことの意義などについてディスカッションした内容を報告しました。カンファレンスには日本人が1人参加されていて、東日本大震災の状況を紹介されていました。

●楽しく、つらかった休憩時間

一番楽しかったことは、プレ・カンファレンスでの”coffee break”（コーヒー・ブレイク／お茶の時間）です。毎回、いろんな国のケーキが出てきて、これはどこのケーキだろう、あのお菓子はおいしそう、日本のお菓子を誰かが食べるときのその驚きようとか、思い出すだけでも楽しい時間でした。

一番つらかったことは、後半のカンファレンスでのコーヒー・ブレイクでした。発表が終わったり、インタビューが終わったりして、ほっとしてコーヒーを飲もうとしているときに、誰かがわざわざ側に寄ってきて、「ああだ、こうだ、とかなんとか……」とペラペラ話しかけてくるので、とてもリラックスした気分になれません。私にとっては大変な苦痛を味わう”break time”（ブレイクタイム／休憩）で

した。

でも、最後の閉会式で第4グループの代表に選ばれたことは、とても光栄でした。選んでくださったスタッフに感謝しています。

プラハには大きな河が流れていて、みんなで川下りをしました。王宮や古い教会、劇場などがあり、きれいな街です。街を歩くと、私のことを振り向いて見る男の人が多かったので、初めは不気味だったので、黒髪が大変珍しいらしいということが後でわかりました。

大震災の直後でしたので、とても海外に行く気になれなかったのですが、送りだしてくれた方々の励ましの言葉を思い出しながら、勇気を持って行ってきました。国際会議に出たからといって偉くなったりではなく、まだまだこれからも勉強が必要ですので、よろしくお願ひします。



注：写真はすべて、会議の公式ホームページからの転載です。

書評

Book review



里親について学ぶ教科書ができました。 学生だけでなく里親関係者が読んでも、 里親や里親ソーシャルワークへの理解を深めることができます

近年、若者たちの間で社会的養護への関心が高まっているものの、社会的養護に関する分かりやすいテキストはこれまでありませんでした。福祉系や保育系の大学などでも、社会的養護の理念や制度については学びますが、具体的な事例や内容には触れられていません。そこで企画されたのが本シリーズ。

このシリーズは庄司順一氏、鈴木力氏、宮島清氏が編集委員となり発刊されますが、その第一弾として7月に発行されたのが『里親養育と里親ソーシャルワーク』。それぞれのテーマに詳しい18人によって書かれています。

社会的養護のなかでも里親やファミリーホームと言った家庭的養護についてはなかなか触れられることが少なかった分野だけに、待たれていたテキストと言えます。

教科書をイメージして作られていますが、制度だけでなく里親養育の実際についても分かりやすく述べられていますから、里親や里親希望者が読んでも参考になるでしょう。

内容は「総論」、「里親養育」、「里親ソーシャルワーク」の3部構成になっており、章立ては15章。とくに「里親ソーシャルワーク」についてこれだけ詳しく触れられた書籍は初めてと思われます。

全国里親会の会員は2割引きで購入することができます。お申し込みは全国里親会まで。

社会的養護シリーズ1 「里親養育と里親ソーシャルワーク」 福村出版
2400円+税

(木ノ内博道)

私の養育体験

大枝 邦良さんとサト子さん



子どもの困り感を里山で癒す

(取材・構成 村田和木／ライター)

「山樂耕」と里親

宮城県のほぼ中央に緑豊かな大郷町があります。多賀城市に住む大枝邦良さんは8年前、町のはずれにある里山と農家を買い、自然農法による野菜づくりを始めました。自然農法を勉強したい人たちも仲間に加わりました。それが「山樂耕」の始まりです。

3月11日の大震災時には、ガス・水道を断たれた近所のお年寄りの家庭に畠の野菜を使って炊き出しをし、また、避難所暮らしの人たちを山樂耕に招待して風呂や食事を提供しました。山樂耕では地震の被害がほとんどなく、食料も自給自足しているので、生活への支障はなかったそうです。

妻のサト子さんは美容師をしています。あるとき、児童養護施設には学校の休みに家族や親戚のお迎えがない子どもたちがいると聞き、「じゃあ、長期休みに何人か預かって、山樂耕で合宿をしよう」と考えました。里親になることを夫婦で話しているとき、邦良さんは仲間に「里親になつたらいろいろな子どもたちが来るので、あなたたちの癒しの場所にならなくなるかもしれない」と相談しました。すると、みんなが「私たちも協力します」と言ってく

れたそうです。

山樂耕はいま、里親会の行事にも活用され、たくさんの子どもたちと大人が集まっています。

「この子を幸せにしてください」

里親に登録後、夫妻の希望に反して、当時3歳半だったSくんが紹介されました。

邦良さん 「Sは、乳児院時代から何度か里親とのマッチングが試みられたそうですが、うまく行かなかつたそうです。児童相談所の担当者からは『これが彼にとって最後のマッチングです。この子をこれ以上傷つけられません』と言われました」

サト子さん 「初めて会ったとき、Sは担当の女性職員の陰に隠れるように立っていて、人見知りなのか、私たちには全く無関心でした。声も出さず、首は傾き、顔は歪み、目には分厚い眼鏡をかけています。私は仕事をやめるることは全く想えていなかったので、『この子が18歳になるまで、あと何年？ 仕事はどうする？』などと、頭の中でゴチャゴチャ考えていました。

そのとき、夫がこう言ったんです。『いま溺れている状態にある子どもに、手を差し伸べないわけに

はいかないでしょう』。その言葉の重みにドキッとすると同時に、Sを迎えることを決めていました

職員から「子どものペースではなく、大枝さんたちのペースで育ててください」と言ってもらったことも、サト子さんの背中を押してくれました。

邦良さんのほうは、一緒に立ち会った児童福祉司から「Sくんを幸せにしてください」と頼まれたことが心に刻まれ、「この子にとって、幸せとは何だろう?」と考え込んでしまったそうです。

夫妻がSくんと交流を始めるにあたって、呼び方をどうするかが話し合われました。

邦良さん「私たちにはすでに孫がいたので、ふたりとも『おじいちゃん、おばあちゃんでいいかな』と思っていたのです。でも、担当の福祉司が『ぜひお父さん、お母さんと呼ばせてください。そうでないと、この子は一生、言う機会がなくなります』と。施設の職員たちも『Sにお父さん、お母さんと呼ぶ人ができた』と喜んでいました」

大きな不安を抱えた子

こうして、大枝さん夫妻とSくんの交流が始まりました。夫妻は週に一度、子どもたちの昼寝とおやつが終わった時間帯にSくんを訪ね、一緒に遊びました。それを何度か繰り返した後、一緒に外出し、お泊まりへと移っていました。しかし、最初の外出のとき、Sくんの行動に“異常”が現れます。

サト子さん「施設からわが家まで車で30分くらい。その間、Sは5分おきに『おしっこ!』『のどが渴いた』を連発するのです。そのたびに車を止めて用を足させ、飲み物を与えました」

Sくんの行動の理由がわからなかったサト子さんは、あることを思い出しました。

サト子さん「昔の話ですが、自宅の周辺で子猫が鳴いていました。夜になると、とくに人恋しいのか寒さのせいか、台所の外で鳴き、台所の明かりを消して茶の間に移動すれば、今度は茶の間の外でミャーミャーと鳴き続けます。鳴き声が毎夜聞こえるのは、辛いものです。それで、猫を保健所に連れていいく決心をしました。

車に乗せたものの、子猫は鳴きながら、運転している私の膝、肩、頭の上を落ち着きなく動き回りました。そして、車の中に排泄物をチョビチョビ、チョビチョビ落とすのです。私は自分に降りかからないようにと、払いのけるのが大変でした。そんな話を当時70代半ばの母にしたところ、『それは切な糞というんだよ。猫は、自分の身にただならぬ危険を感じて必死だったんだ』と。

切な糞は、自分の体のコントロールがきかなくな

って排泄に及ぶこと。Sの行動はこれが、と思いました。Sにとっては、毎週、遊びにくるおじさんとおばさんがいる。その車に自分が乗せられた。これからどこに連れて行かれるのか、不安でたまらなかつたのでしょう。尿意や喉の渇きは本能的なもの。Sにはコントロールできないのです」

邦良さん「Sは、親から離されたとき、施設に入ったとき、他の里親とのマッチングが途中で終わってしまったとき、それこそ魂にふれるような本当の切なさを何度も味わつたでしょう。彼の行動は、愛着障がいという言葉では表現しきれないと思います」

子どもの立場にたって

半年間の交流を経て、大枝さんの家で暮らすようになったSくんはおねしょが続きました。

サト子さん「Sに『お母さん、おしっこ教えてもらえるとうれしいな』と言い続けました。お漏らしは10ヵ月くらい続いたでしょうか」

邦良さん「施設の子ども、里親の子どもに限らず、子どもは、心が不安定だとお漏らしをするんです」

サト子さん「自分の子どもや孫とSとの違いは、孫は一人遊びができます。自由に遊んでゆったりとしていますが、Sは『お母さん、お母さん』とまとわりつきます。6歳半になつたいまでも1人ではいられません。私が洗濯物を取り込むときも、『お母さん、どこ行くの?』と聞き、何をするにも『1人はイヤ!』と言う始末です」

邦良さん「私は盆栽が好きなのですが、木の根は子どもを支える親のようなものです。頼りになる親がいる子どもは、心配がないので安定しています。しかし、親という根がないと、いつも不安で生きた心地がしない。大人だって、言葉が全く通じない国に行ったら、添乗員さんと離れないようにするでしょう。それと同じです」

家に来た当初、Sくんはテレビやカメラなど、家にある物をさわっては、壊してしまったそうです。

邦良さん「子どもがいろいろな物を壊すことを“試し行動”だと言う人もいます。でも、興味のある物にさわっていると、子どもの能力がものすごく開発されます。だから、さわるのは本能なんです」

心の解放が 体の成長につながる

Sくんの成長に貢献したのが山楽耕です。邦良さんが農作業をしているそばで、Sくんは虫を追いかけました。夫妻は、Sくんの体を治すより、心の解放をはかったのです。

邦良さん「心の歪みは体の歪み。心をまっすぐにしてあげれば、体も治るのではないかと」

サト子さん「コンクリートの上ではなく、でこぼこの土の上を歩かせる。自然に親しむことで、Sは自分で自分の体をつくっていきました」

Sくんは4歳から幼稚園に入りました。月ごとの身体測定では、毎月1センチずつ背が伸びて、小学生並みの体格になりました。

サト子さん「Sはやさしい性格で、小さい子たちの面倒見がいいんです。だから、おかげさまで幼稚園では人気者だったようです」

子どもの感性を伸ばすために

Sくんは感性の豊かな子どもで、サト子さんはその豊かさに驚いたと言います。

サト子さん「私は園芸が好きで、家ではたくさんの花を咲かせています。わが家に初めて来たとき、Sはかすかな声で『お花、きれいだね』と言いました」

Sくんは音楽も好きです。サト子さんはSくんがなじめるよう、外出・外泊の車の中で長女から借りた童謡のCDを流しました。

サト子さん「Sはかすかな声で全部歌っていました。乳児院の先生がいつもSに童謡を歌っていたらしいのです。Sの耳には耳垢が溜まって硬くなっていたので、委託後、耳鼻科に連れていき、耳垢を柔らかくするオイルを垂らして、3日かかりで取りました。耳栓をしていたのと同じ状態だったようで、Sの体の傾きのひとつ的原因だったようです。耳垢を取ってから、姿勢も少し良くなりました」

夫妻は、里親手当をSくんの習いごとに当てています。

邦良さん「私たちは年金で生活できますので、手当は子どものために使いたいと思ったのです。Sの体がどんどん伸びているときに、彼の心がまっすぐになるものに徹底的にふれさせようと考え、ピアノ、習字、水泳を習わせることにしました。

Sは、ピアノの前に座るようになってから物を壊さなくなりました。自分の居場所を見つけたようで、心が安定したのか、大の字で寝るようになり、この頃からお漏らしもしなくなりました」

近所の人見守られて

Sくんはこの春から小学生になりました。大枝家では「早寝・早起き・朝ご飯」を実践しています。Sくんは毎朝5時半に起き、しっかりと朝ご飯を食べ、ピアノを練習し、お仏壇のご先祖様に手を合わせます。

サト子さん「夫とSと3人で、『Sが今日も元気にお友だちと楽しく遊べますように。Sが良い子になりますように』とお願ひします。言靈（ことだま）といって、言葉には発したとおりの結果をもたらす力があるといいますが、反抗期まったく中の6歳半はなかなか難しいものです。まず、『はい！』という返事がなかなか返ってきません。私が何か言うと、『ヤダヤダ』『ダメーッ！』を連発するなど、3歳児と同じような行動をとるときがあります」

邦良さん「私は、自分の子どものときは仕事が忙しくて、勉強も見てやりませんでした。いまは毎日、Sと一緒にお風呂に入って、一緒に寝ています」

Sくんは山樂耕でたくさんの大人と接しているので、ものおじしません。近所の人にも元気に声をかけ、かわいがられています。

サト子さん「私たちは里親をしていることを隠していません。Sが来た直後に町内会の総会があったので彼も連れていき、一緒に挨拶をさせていただきました。本人も『ヨロチクオネガイチマチュ』なんて挨拶をし、皆さんのお茶菓子をいっぱいいただいて、満足して帰ってきました。おかげさまで、ご近所に見守られ、よく声をかけていただいています」

サト子さんはよく、「楽しんで子育てをしているね」と言われるそうです。

サト子さん「そのたびに『いや、もう息がキレギレですよ』と答えます。私も60代ですので、体力が続きません。Sは体が大きく体力もあるので、悪さをして叱るときは、もう必死です。でも、Sは子どもらしい子どもです。雷鳴が聞こえたとき、あわててTシャツをズボンの中に入れるので、理由を聞くと、『だって、おへそを取られる』って（笑）」

邦良さん「自然農法で学んだことですが、植物は成長しているうちは元気がいいんです。成長が止まると、枯れてしまう。だから、人間は常に成長する材料を持たないといけない。定年後、多くの男は“濡れ落ち葉”になってしまいますが、Sを育てることで私たち夫婦も成長しています。子どもも私たちも、両方が幸せになれる関係でありたい」



全国里親会の事務局は東京都港区赤坂のマンション（東京ミッドタウンの近く）にあるということで、住所だけ見れば、いったいどんな豪華なところにいるのだろう、家賃はどうしているのだろう、会費で運営している団体としては贅沢なのではないか、という話をよく耳にします。

赤坂の事務所は昔ビジネスホテルとして使っていたシングルルームを2つ合わせたスペース。古い建物でむしろ直下型地震が心配。この事務所は昭和48年、日本財団の寄付金で購入したものです。ですから家賃は発生していません。

地域の里親会と常時連絡を取り合っているので、ある里親会の事務局の方が「全国里親会の事務局には10人くらいの事務員がいるのではないか」と話していたのを聞いたことがあります。現実には、事務局長の清水啓司さんと事務員の白岩麻理子さんがいるだけで、お二人とも非常勤のスタッフです。

お二人を紹介しましょう。（木ノ内博道）



■ 清水啓司（しみずひろし）さん

長野県出身70歳。山歩きと面影りが趣味。月2回ほど伊豆、箱根の低山を日帰りで歩くことが多いそうです。

前職は社団法人全国ベーシッター協会。全国里親会に来るまでは里親制度についての知識は全くなかったが、「家庭的養護は子どもにとって望ましい制度であり、養育困難な子どもが増加している今は里親に対する十分な支援が必要」と感じているとのこと。

業務の内容に関しては、事務局員が2名しかいないのでなんでもやらなければなりません。里親や地域の里親会に望むことがあれば、と質問したところ、「地域の里親会が行政と十分に話し合える力を持って、里親を代表する機能を果たしてもらいたい」とのこと。



◆ 白岩麻理子（しらいわまりこ）さん

趣味はバッグ。バッグについては布製バッグからブランドバッグまでうんちくを語ることができるとか。前職は証券会社。窓口で株や投資信託の販売をしていて、株についての初歩的なアドバイスはできるが、株で損をしたくなれば私に聞かない方がいい、と言います。

全国里親会に来るまでは里親制度があることすら知らなかったとか。「勤務するようになってまだ2年半、里親制度の概要は分かりましたが、奥が深いので毎日が勉強です」と話していました。現在は一般事務、会計、里親保険関係をしていますが、やはりなんでもやらなければ事務局が円滑には回っていません。

里親や地域の里親会に望むこととしては、会費のこと。「事務局運営は地域の里親会、個人会員の皆様の会費で成り立っているのでご協力いただければ。お預かりした会費で皆様のお役にたてるよう努力していきたい」と話していました。

全国里親会の事務局を紹介します

●各ブロック研修大会の報告●

全国里親会では地域ごとに8つのブロックに分け、毎年ブロックごとの研修大会を開いています。今号では、5月から6月にかけて開かれた3つのブロック大会の様子を、主催した里親会から寄稿していただきました。なお、東北ブロックと関東甲信越静ブロックの研修大会は、東日本大震災の影響で中止になりました。

中国地区大会（5月29、30日）

鳥取県三朝町の総合文化ホールにおいて、第58回中国地区里親大会が開催されました。中国五県から里親、児童福祉関係者など206名が参加しました。

1日目は「子育てと社会的包摶—里親制度を考える」と題して片山善博総務大臣にご講演いただきました。ご自身の子育ての経験や、県知事時代の震災対応で感じたことなどを交え、里親制度の課題や問題点をわかりやすくお話しいただきました。

分科会では「養育里親の悩み」「専門里親の悩み」「未委託里親の思い」というテーマに分かれて話し合いました。夜は懇親会にて親睦を深めました。

2日目は、各県からの事例発表、全大会にて前日の分科会報告を行い、鳥取県児童福祉入所施設協議会会长・石龜政道氏、鳥取県福祉相談センター所長・西井啓二氏、鳥取県発達障がい者支援センター所長・三矢裕子氏からご助言をいただきました。

「里親制度の普及啓発ならびに充実」「委託された子どもの処遇改善」「関係機関による支援体制の強化」「要保護児童にかかる法制度・社会制度の見直し」を掲げた大会決議文が採択され、盛会のうちに閉会しました。

里親制度がより社会的養護の中核として位置づけられたことにより、里親の意識の向上が深く感じられる大会となりました。また、講演会に、前鳥取県知事であり「時の人」である総務大臣を招き、児童福祉関係者を招待したことでの、広い層の方にご参加いただけたことも良かったと感じました。

社会的養護の中核を担うことで、里親には更なる養育技術等が求められつつあります。「里親になりづらい時代」と考えられる希望者もおられることが懸念されますので、このことをハードルと感じさせないような、多方面からの支援・啓発が必須だと考えられます。

同じように、この大会もより開かれたものとして、里親希望者や児童福祉関係者、児童養育に関心のある方に広く参加していただけるように工夫していく必要があると思われます。



東海・北陸大会（6月4、5日）

今回の名古屋大会では、普段の子育ての疲れや社会生活のストレスから解放され、楽しい集いとなるように、「おおらかに、ゆったりと、のんびり」としたプログラムにし、ことに分科会では思う存分に自分の意見を述べができるように、小グループ（コロキアム方式）にこだわり、27グループ編成にしてたっぷりと時間をとりました。

その結果、かなりの方々が「自分の意見をいっぱい話せてよかった」「たくさん話が聞けて良かった」「少人数だったので話しやすかった」「楽しかった」と満足されたようでした。

懇親会は、大人も子どもも一緒に楽しめるように工夫して、大いに盛り上りました。

2日目は記念講演と研究交流会でした。講演は若狭一廣氏（日本ファミリー・ホーム協議会事務局長）が『あなたとつくるぬくもり家族（里親の心、里子の気持ち）』というテーマに基づき、かかわった子どもたち25人、15年間の実体験を生々しく語ってくださいり、胸が熱くなつてとても感動しました。同じ里親としての苦労と葛藤、そして子どもの成長とともに味わう喜びがよくわかりました。

続いてコロキアム研究交流会、そして閉会式となり、2日間の「東海・北陸ブロック里親研究大会」が無事終了しました。アンケートも「良かった」「楽しかった」「満足した」と良い評価をいただけて、役員とサポーターの主催者一同がともに“ほっと一息”というところです。沢山の方々が参加してくださったこと感謝申し上げます。

（名古屋市親和会会长・藤林誠）



近畿地区里親研修会（6月18日）

近畿地区里親研修会は、京都御苑の南隣の京都府立総合社会福祉会館「ハートピア京都」で開催されました。当日はあいにくの梅雨空となりましたが、近畿2府4県4都市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪市、神戸市、堺市、京都市）から200名近くの参加があり、熱気に満ちた研修会になりました。

開会式のあと、御所伸之近畿地区里親連絡協議会会长より全国里親会からの情勢報告があり、今後取

り組むべき課題について、厳しい指摘を含めたお話をありました。基調講演では、弁護士である安保千秋先生から「里親制度の現状とこれから——里親の立場から見て」と題し、子どもの権利、里親制度の現状などを、具体的な裁判での判例を中心にお話いただきました。ふだん意識することの少ない法令面からのお話は、大変有意義なものでした。

昼食をはさみ、午後からは3つの会場に分かれた分科会「近畿の里親さん！ 集まって話し合ってみませんか？」を行いました。第1分科会では養育里親、第2分科会では養子縁組里親、第3分科会では専門里親が集まり、それぞれ発言が途切れることのない、熱のこもった話し合いが行われました。とくにベテランの里親さんの体験談は、若い世代の里親さんを勇気づけ、励ますものであったと思います。

さまざまな悩み、課題は簡単には解決できませんが、共有することによってそれらと向き合うことができるようになります。各里親会でもこのような話し合いは普段から行われていると思われますが、ブロック研修会ではさまざまな経験を持った皆さんのが参加されるので、貴重な機会だったと思います。

並行して行われた“保育”には24名の子どもの参加がありました。多くの学生ボランティア、京都YWCAの協力で、楽しいプログラムが行われ、初対面の子ども同士もとても仲良くなりました。

来年、兵庫県での再会を誓いあって、盛況のうちに閉会しました。 （京都市里親会・別所康全）



投稿



ちょっと息抜き、 演歌好き！

田中 勝（札幌市里親）

全国の里親の皆様、日夜子ども達の幸せの為のご尽力、お疲れ様です。

この「里親だより」の、どちらかと言えば堅苦しい紙面の中に、ちょっと笑えるような話を……と書きました。

私は演歌が大好きです。だからカラオケも大好きで、うぬぼれじゃなくて、かなり上手だと……自惚れています。札幌の夜の繁華街「すすきの」で、月に1回は顔を出す行きつけのカラオケスナックには、私の歌のファンが居て、私がマイクを持つとりクエストがくるほどですから、自惚れなくても、上手なんだと思っています。

私が里親登録して、そろそろ30年になろうとしていますが、いつの頃からか「里親のうた」があったらしいな、里親の心を演歌で歌えたらうれしいだろうなと思ってきました。特に、NHKの朝のテレビ小説『瞳』が放映されている時期に強く願ったものでした。そんな思いで、新聞の折込みチラシの裏紙に書き留めた詩をはずかし気もなく、お見せします。

「俺は里親」 作詞 たたの ふみひと 只野 凡人

俺はやるぞと決めてから
30年の歳月を
里親として耐えたのは
子どもが笑顔をくれたから。

悔しさ 悲しさ 苦しさは
大人になれば解るから
今は俺にぶつけて来い
わから合おうぜ人生を。

泣きたいときは 泣けばいい
あとで笑顔に戻りやいい
俺と一緒に探そうぜ
お前の未来と幸せを。

お前がはじめて「ヒュさん」と
言ったあの日がくるまでは
きれいごとでは 済まされぬ
いろんな葛藤があつたよなあ。

今30年を振り返りや
多くの子どもが俺のひざ
ベッド代わりに よく寝たなあ
貧乏ゆすりを揺り籠に。

『瞳』で里父を演じた西田敏行さんが歌う姿をイメージしながら、創ったものです。上手ではないことは重々承知していますが、これに誰かがメロディを付けてくれて、ヒットすればうれしいな！ と夢のような空想に浸っております。

こんな空想をせいぜい笑ってやってください。「笑う門には福来たる」と言います。笑えば元気になりますから。逆に「寒！」(サブー!!)とお思いの方には、今夏の省エネ冷房代わりに……。

編集後記

●厚生労働省は『里親委託ガイドライン』を自治体に通知しました。従来より先進的な内容になっています。問題は自治体がそれに沿った運用をするかどうか。里親、里親会が自治体に働きかけて、ぜひ変えていきましょう。(木ノ内) ●和歌山県里親会では、里親会から知事に要望書を提出するという画期的な取り組みをしています。また、里親支援センターもよく機能していました。これから活動も楽しみです。(三輪) ●児童相談所の方が里親制度の説明をするとき、「里親さんと児童相談所は車の両輪」という言葉をよく聞きます。でも、児童相談所の業務の中身を、私たちはよく知りません。萬屋育子さんに、児童相談所の仕事と新たな可能性について伺いました。(村田)